

6. その他（規律委員会で上記以外に提案された措置が適当であったような場合等）

第14条 （試合会場での観戦マナー）

次の項目に違反した時は、審判または大会実行委員会役員がチームの代表または指導者を通じ注意を与える。再度注意をしても効かないときは退場させる。

- ① 試合中に選手または審判員に対する個人攻撃、好ましくない野次を厳禁する。
- ② 鳴り物を使用しての応援（メガホン等道具を使っての応援）その他観客に迷惑をかける行為を禁止する。

第15条 （試合会場の設営等各チームの役割）

（1）神島台運動場を使用するときの担当チームについて

抽選会において、山側第1試合目1塁側となったチームが開錠を担当する。（但し山側で試合が行われない場合は、海側第1試合1塁側とする）開場は大会開始予定（開会式のある大会は開会式予定時間）の1時間30分前とする。閉場は、そのゾーンの勝ち上がりチームとし次の大会も神島台の場合は開場の担当とする。

（チーム同士の話し合いで担当変更は可とする。

その他の公共施設会場を使用する場合も原則上記同様とする。

（2）グラウンド整備等各会場の準備（試合会場設営・大会本部設営等）

試合会場となるチームから2名以上で責任を持って行うこと。尚、神島台運動場2面を使用するときはネットの設営がありますので多くの協力が必要となりますのでお願いします。

（3）各試合会場の最終試合終了後、会場の整備、片付け、トイレ清掃等は、最終試合チームで協力して行うこと。公共施設の倉庫は、元の位置に戻すよう心がけて整理整頓してください。

（4）試合会場図面

大会開催要項（別表1）に図面添付しています。

第16条 （その他取り決め事）

（1）試合中の給水タイム及びグラウンド整備について

原則3回終了後休息（給水）タイムを設ける。給水タイムを数回設ける場合は内1回を休息タイムとする。

休息タイムは5分以内とし試合の進行状況等で審判及び大会本部で変更できる。但し夏場の大会は極力5分取るようにすること。このタイムは試合時間には入れない。

選手は、極力ベンチで休息をとるようにすること。

尚、この間を利用して、両チームはグラウンド整備を行う。

(2) 田辺 SP 球場及び上富田野球場での開閉会式のグラウンド内での写真撮影について

- ① 撮影は各チーム1名とし必ず『撮影許可証』で許可を受けていることがわかるようにすること。(許可証は大会本部で用意する)
- ② 本球場含む各球場でのフェンスライン外からの撮影は、試合に影響しない場所からの撮影は可能です。
- ③ 終了後「撮影許可証」は必ず返却のこと。



(3) グラウンド(試合会場)での諸注意

- ① グラウンド内での首掛けタオルは禁止する。(審判は勿論、グラウンド整備の時など)
- ② ベンチ(ダックアウト)周囲への応援による立ち入り区域について
 1. 極力ベンチと応援席との距離をとって応援席を設けること。大会本部は5m～8mを想定しています。
 2. 試合会場設営図面でも示しています。試合会場によっては、困難と思われる会場もあると思われませんが極力趣旨に沿った設営を行うこと。

第17条 (全国大会・近畿大会等出場チームに対するお祝い金の取り決め)

県大会で優秀な成績を上げ県代表として全国大会、近畿大会、これらに準じる大会に出場するチームへのお祝い金について次のように取り決める。但し大会が県内の場合は、この条項を適用しない。(協議会主催の大会に限り適用・・・令和5年11月12日理事会で確認)

- ① 近畿・四国地方で行われる大会出場の場合
各チーム 5,000円とする。
- ② 近畿・四国より遠方で行われる大会出場の場合
各チーム 10,000円とする。
- ③ 前項①②に関わらず1チームへのお祝い金は、年間10,000円を限度とする。

【例】 Aチームは、6月近畿大会に出場し各チームから5,000円のお祝い金を受け取った。8月全国大会(東京)に出場。本来②により10,000円のお祝い金ですが、③の定めにより5,000円となります。

第18条（附則）

令和2年12月1日 主な改正点

1. 第2条2項 追加
2. 第3条3項 合同チーム再編可能時期を一度（6月ごろ）に認めることを追加
3. 第7条6項④試合中含め指導者に投球練習相手を認める条項追加
4. 第8条（4）サングラスの着用を認めることを追加

令和3年11月30日 主な改正点

1. 第9条（10-2）項 外野フェンスネットが倒れた時の取り決めに追加

令和4年2月13日 主な改正点

1. 第4条 登録審判員制
2. 第11条 審判員の服装にネイビーブルー半袖、襟付ポロシャツを可とすることを追加
3. 第15条2項 原則3回終了時 試合時間に入れない休息タイムを設けることを追加
4. 第9条（4）（5）B級試合時間の変更（90分）、試合回数の変更（6回制）を採用

令和4年11月29日 主な改正点

1. 第2条（1）③ 山收木材CUPに変更（前：いちのせバットセンター旗）
2. 第12条（6）審判放棄の項目を追加
3. 第9条（2）①「スパイク」に関する項目を撤廃

令和5年11月24日 主な改正点

1. 第4条登録審判員 チーム所属登録審判員とする件、支給額一部改訂
2. 第8条（4）②、（7）
3. 第9条（4）①サングラス着用
4. 第10条（2）バックネットに関するローカルルールの廃止、（11）臨時代走投手・捕手を除くを投手のみに変更（必携）
5. 第16条（1）開会式でのお茶出し（来賓・役員等）の廃止

この規約並びに取り決め事項は令和5年11月30日より適用する。

令和6年2月4日変更

1. コールドゲームの変更（B級、C級）
2. 第10条（12）指名打者制度の導入
3. 一般用バットの使用制限採用条項を追記（2025年より）

令和6年11月23日主な変更

1. 第5条（組合せ抽選会）抽選会場所の追加、参加申込書兼登録原簿に「指導者資格番号」の記入を義務化
2. 第8条（9）②-2 フェンスライン外での練習は原則禁止 ②-3 支部特例「投球練習に限り練習相手に指導者を認める」を廃止（第10条（11項）も同様）
3. 第10条 試合の成立回を県軟連に合わせ
4. 第8条 次打者席、前進守備の野手の位置を県軟連学童部の指導事項を追加

令和6年11月23日

田辺・西牟婁学童野球協議会

会長 岡本 寛 史

